

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 7 年 4 月 25 日

群馬県知事 あて

申請者

ふりがな ぐんまけんきりゅうしひろさわちょう

住 所 群馬県桐生市広沢町五丁目4714番地

ふりがな めいせいこうさん

やまのいきよあき

氏 名 明盛宏産株式会社 代表取締役 山野井清朗

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0277) 52-5666

郵便番号 3 7 6 - 0 0 1 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分量の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）を記載すること。）

破碎

木くず、がれき類、

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上3品目

事務所及び事業場の所在地

事務所 群馬県桐生市広沢町五丁目4714番地

電話番号 (0277) 52-5666

事業場 群馬県太田市吉沢町2709番3、2719番2、2720番3

電話番号 (0276) 37-7550

事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙 3 の通り

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙 3 の通り

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙4の1、4の2の通り

※ 事 務 処 理 欄

(日本工業規格 A 列 4 番)